

払戻金に関する事項

事業所名 株式会社ミライナビ
有料職業紹介事業許可番号 13-ユ-307898

当社が求人者に紹介した人材が、求人者に採用された日から起算して下記の期間内に当人の一身上の都合で退職した場合は、以下のとおり紹介料金を返金するものとする。

ただし、採用された日から起算して 30 日以内に、求人者の遵守すべき業務処理方法、就業規律等に従わず、求人者の就業規則に定める解雇理由により解雇された場合は、期間の経過に係らず全額返金するものとする。

- ・ 30 日以内の退職・・・・・・・・紹介料の 80%を返金
- ・ 31 日～60 日以内の退職・・・・紹介料の 50%を返金
- ・ 61 日～90 日以内の退職・・・・紹介料の 20%を返金

また払戻金は個別の有料職業紹介契約により別の定めをする場合がある。